

## 「東北電力女川原発の稼働に関する宮城県民投票条例」の直接請求運動と課題

伊藤久雄（認定NPOまちぼっと理事）

「東北電力女川原発の稼働に関する宮城県民投票条例」案は、3月15日の宮城県議会において採決され、反対多数で否決された。以下は河北新報の記事である。

<河北新報 2019年3月16日>

東日本大震災後に運転を停止している東北電力女川原発2号機（宮城県女川町、石巻市）の再稼働の是非を問う住民投票条例案を巡り、宮城県議会2月定例会は15日の本会議で議案を採決し、最大会派の自民党・県民会議、公明党県議団などの反対で否決した。

東京電力福島第1原発事故後、原発再稼働に関する住民投票条例制定の直接請求は宮城を含め計6件あったが、いずれも議会で否決されている。

議長を除く議員57人のうち、反対は自民会派30人と公明会派4人、21世紀クラブ1人の計35人。賛成は旧民進党系会派のみやぎ県民の声9人、共産党県議団8人、社民党県議団2人、無所属の会2人の計21人だった。自民会派の1人が採決前に退席した。

原案の採決に先立ち、野党側は公務員による意見表明が可能とした項目を削除するなどした修正案を提出したが、自民、公明両会派などの反対で否決された。

与野党会派の計4人が討論に立った。県民の声の佐々木功悦氏は賛成の立場で「県民が意思を表明する機会を逸さない判断をするべきだ」と訴えた。

自民会派の村上智行氏は二者択一方式に課題があると指摘し「県民の再稼働に対する思いを十分くみ取りきれない恐れがある」と反対理由を説明した。

村井嘉浩知事は本会議終了後の取材に「結果を受け止める。再稼働を巡る判断などで答えを出す際、県民の代表である県議会や立地自治体の首長などとよく話し合い、私なりの考えをまとめたい」と述べた。

条例制定を請求した市民団体「県民投票を実現する会」の多々良哲代表は「署名した11万人の願いを受け入れず、県民が意思表示する機会を奪った。議会と知事の責任は非常に重いと自覚してほしい」と述べた。

▽   ▽   ▽

条例案が可決されれば、沖縄県において実施された2件の県民投票に続く3件目の住民投票になるはずであった。

そこで、以下「女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会（略称：みんなで決める会）」のホームページから、「みんなで決める会」の考え方や経緯、今後の課題等をまとめてみた。

### 1. 女川原発の稼働に関する宮城県民投票条例案直接請求運動の経緯

## ■ 直接請求運動の基本的考え方

### 1. 女川原発の再稼働の是非を県民全体の意志で決めたい

- ① 県民の意志が直接反映できるのは「県民投票」ですが、宮城県にはそうした制度がありません。
- ② そこで、「県民投票」を行えるよう、地方自治法に基づく「条例制定を求める住民直接請求」を行うこととしました。
- ③ しかし、住民直接請求を行うには、有権者の2%以上の「法定署名」が必要であり、加えて、地方自治法による多くの制限を乗り越える必要があります。

### 2. 署名の収集が、「請求代表者」と「受任者」に限定される！

- ① 条例制定請求代表者は、条例制定請求者署名簿に条例制定請求書の写し及び条例制定請求代表者証明書の写しを付して選挙権を有する者に対し、署名をし印を押すことを求めなければならない。（地方自治法施行令第92条、一部省略）
- ② 条例制定請求代表者は、選挙権を有する者に委任して、その者の属する市町村の選挙権を有する者について前項の規定により署名し印を押すことを求めることができる。この場合においては、委任を受けた者（受任者）は、条例制定請求代表者の委任状を付した条例制定請求者署名簿を用いなければならない。（同）

### 3. 地方自治法に基づく「署名簿」、及び、「受任者」

- ① 受任者が用いる署名簿は、1) 受任者が属する市区町村別（仙台市は区単位）に作成した表紙を付け、2) 条例制定請求書の写し、3) 条例制定請求代表者証明書の写し、4) 署名収集の委任状の原本を付したものに、5) 定められた形式の署名記載欄を設け、全てを一体的に作成したものをを用いる、などの制限があります。
- ② 署名簿は上記の他にも各種制限があり、必要署名筆数を集めるには、「受任者」を増やすことが最大の課題です。受任者募集チラシ等で、受任者を募集します。

### 4. 地方自治法による、他の主な制限

- ① 署名期間は、告示後二ヶ月間に限定。（署名簿作成・取りまとめ期間を含む）
- ② 有権者の最低50分の1（約4万人）を集めなければ、請求することが出来ない。
- ③ 「受任者」が署名収集出来る範囲は、受任者と同じ市区町村の有権者に限定。
- ④ 署名は、受任者の前で各人に直筆（代筆は条件が有る。受任者は代筆出来ない。）にて、署名月日、住民票記載の氏名、住所、生年月日の記入と捺印を頂くことが必要。
- ⑤ 選管関係者は、「受任者」になれない。国家公務員、教育公務員には、制限がある。

## ■ 今回の女川原発再稼働の県民投票実現のためのQ & Aから

### Q1 「受任者」とはなんですか？

1. 署名を集めて頂く協力者のことです。地方自治法に基づく署名のため、署名を集めて頂く協力者のことを、法律上の用語で「受任者」といいとます。地方自治法では、「署名を集めることが出来るのは、条例制定の請求代表者か請求代表者が署名収集を委任

して承諾して頂いた受任者だけ」と堅苦しい用語を用いて定められているからです。

2. ですから、皆さんに、「ご家族から署名を集めてほしい」とお願いする場合でも、法律上の用語の「受任者」の説明が必要になるだけです。決して堅苦しい役割をお願いするわけではありません。ご家族から署名を集めて頂く上で、ご家族のどなたかお一人に署名を集める協力者＝「受任者」を、お引き受け頂きたいのです。

Q2 「原発反対」の署名運動ですか？

1. 違います。私たちは、原発の再稼働は「県民投票」で決定出来るようにするため、県民投票条例の制定を求める署名をお願いしているのです。決して、原発反対の署名をお願いしているではありません。
2. 「県民投票」は、原発の稼働に関して、「賛成」「反対」に関わらず、宮城県内にお住まいの全ての有権者が、各人の考えで投票し、その是非を決定する制度です。

Q3 「県民投票は議会制民主主義に反しませんか？

1. 確かに日本の地方自治は、議会制民主主義（間接民主主義）に基づいています。しかし時として、直接、住民の意思を確認して決定した方がよい場合もあります。そのような時のために、議会（間接民主主義）を補って、地方自治をより豊かにする制度として、住民投票（直接民主主義）という制度が、憲法や地方自治法で定められています。
2. 原発のリスクは、原発が立地する自治体に限らず、県境を越えて及ぶことはご承知の通りです。廃棄物の処分は技術が確立しておらず、将来の子どもたちに託すしかありません。ですから、納得出来る安全対策を行わせた上で再稼働を容認するのか、それとも、再生可能エネルギーへ切り替える道を選択するのかについては、情報の共有や自由な話し合いを通し、県民投票で決定すべき事案だと考えます。（以下略）

## 2、東北電力女川原子力発電所 2 号機の稼働の是非に係る県民投票条例(案)と辺野古米軍基地建設の埋め立ての賛否を問う県民条例との違い

この女川原発稼働の是非に係る条例案（以下、宮城県条例）は、沖縄県で実施された県民投票（以下、沖縄県条例）と比較した時、いくつかの違いがある。主な異なった項目については以下のとおりである

### <目的>

第1条 この条例は、宮城県民の生命・暮らし、子ども達の未来に重大な影響を与える東北電力女川原子力発電所2号機の稼働の是非について、県民一人ひとりが当事者として考え、その意思を示すための公正かつ民主的な手続きを確保することにより、中長期的エネルギー政策とそれを基軸とする地域経済・地域社会のあり方に係る住民自治を推進し、もって県政の民主的かつ健全な発展を図ることを目的とする。

※沖縄県条例委は、下線のような住民自治の推進、県政の民主的かつ健全な発展等の文

言はない。

#### ＜県民投票＞

第2条 1 東北電力女川原子力発電所2号機の稼働の是非（以下、「投票案件」という。）に関する県民の意思を明らかにするため、県民による投票（以下「県民投票」という。）を行う。

2 県民投票は、県民の意思が正しく反映されるものでなければならない。この条例の解釈および運用は、県民の意思表示の自由を保障するとともに、県民の意思形成の機会拡大に資するよう、これを行わなければならない。

※沖縄県条例には下線の第2項に当たるものはない。

#### ＜県民投票の執行＞

第3条 1 県民投票は、知事が執行するものとする。

2 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する県民投票の管理および執行に関する事務を宮城県選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）ならびに宮城県内の市町村および各市区町村の選挙管理委員会に委任するものとする。

※沖縄県条例には下線の第2項に当たるものはない。すなわち、「委任」であることを明確にしている。

#### ＜投票資格者名簿＞

第7条 1 県民投票を行うに当たって、県は市町村に対して県民投票の実施に関わる事務の取扱の委任に関わる協議を申し入れ、市町村の選挙管理委員会が前条の規定に関して投票資格者名簿を調製し、県民投票を実施できるようにしなければならない。

2 投票資格者名簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製することができる。

3 その他、投票資格者名簿の調製に関し必要な事項は、規則で定める。

※沖縄県条例は、「投票有資格者等」の第2項に「知事は、投票資格者名簿を調整しなければならない」としていた。そして第13条に「事務の特例」を置き「地方自治法252条の17の2の規定により、市町村が行う」とした。

※ただし、沖縄県事務処理の特例に関する条例の「市町村が処理する事務の範囲等」には投票有資格者名簿の調整はふくまれていない。

※宮城県条例は、投票資格者と投票資格者名簿とを分けて規定し、委任に関わる協議によって名簿の調整は市町村の選挙管理委員会が行うこととした。

#### ＜県民投票広報協議会＞

第17条 1 宮城県議会に、県民投票広報協議会を置く。

2 県民投票広報協議会の員数は15名とする。委員は、宮城県議会会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て選任する。

3 県民投票広報協議会は、知事が県民投票公報の原稿を作成するにあたり、意見を述べ

ることができる。

#### ＜県民投票広報協議会の議事運営＞

第18条 県民投票広報協議会の議事、運営その他の事項は、各会派が協議の上定める。

※沖縄県条例には、県民投票広報協議会の設置と運営に関わる規定はない。

#### ＜県民投票運動及びその規制＞

第19条 1 何人も、県民投票に関する投票運動（投票案件に対し賛成または反対の投票をするよう、またはしないよう勧誘する行為。以下「県民投票運動」という。）、その他意見の表明を、自由に行うことができる。ただし、買収、脅迫等、県民の自由な意思を拘束し、または不当に干渉するものであってはならない。

2 公務員が行う県民投票運動および投票案件に係る意見の表明並びにこれらに必要な行為については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第36条第1項から第3項までの規定、その他公務員の政治的行為を制限する法律上の規定は、適用しない。

※おき沖縄県条例には第2項に当たる規定、「すなわち公務員の政治的行為を制限する法律上の規定を適用しないはない」とした規定はない。

※なお河北新報の報道のように、宮城県議会においては野党が第2項を削除する修正案を提出している。

### 3. 今後の課題

河北新報の記事のように、福島第1原発事故後、住民投票条例制定の直接請求は宮城県を含め計6件あったが、いずれも議会で否決されている。都道府県単位の条例に基づく住民投票は、沖縄県の2件以外に実施事例はない。

#### ＜3・11後の原発に関する住民投票直接請求＞（原発県民投票を考える会@茨城 HP）

- ・静岡県（浜岡原発）2012年8月  
165,127筆（法定数 61,541） → 議会否決（知事は賛成）
- ・新潟県（柏崎刈羽原発）2012年12月  
68,353筆（法定数 39,069） → 議会否決
- ・島根県（島根原発）2014年2月 ～ エネルギー自立地域推進基本条例の制定について  
83,323筆（法定数 11,673） → 議会否決
- ・愛媛県八幡浜市（伊方原発）2015年12月  
11,175筆（法定数 616） → 議会否決
- ・立地自治体以外の東京都・大阪市（議会で否決）、埼玉県（署名が足りず）など

また現在、住民投票の直接請求に向けて活動中の団体も、原発県民投票を考える会@茨城くらいだろうか。「原発県民投票を考える会@茨城（ロダンの会）」は、東海第二原発の再

稼働に関し、茨城県民が意思を示す手段として、県民投票の可能性を考える機会を県内に広げることが目的とし、茨城県内各地で周知活動、学習会、意見交換会等の活動を行っている（2018年7月結成、共同代表：宇野信子、鶴沢恵一）。

原発に限らず、都道府県を単位とした住民投票の直接請求は、都道府県議会が高い壁となっている。上記の最近の原発に関する住民投票直接請求をみても、直接請求の請求署名は法定数をはるかに上回っている。しかし、議会では通らない。これは現在の都道府県議会にも問題が多いからだと考えられる。

その1つが無投票当選の多さである。統一地方選挙における改選定数に占める無投票当選者数の割合の推移（総務省）によれば、前回2015年（平成27年）の選挙における無投票当選者数の割合は、都道府県が最高の21.9%と町村21.8%とほぼ同数であった。これは、市議会の3.6%、指定都市議会の1.7%と比較するとその多さが際立っている。

都道府県と町村は、毎回のように最上位を争っている。つまり都道府県議会は町村と同程度に関心が薄いのだ。都道府県議会に対する市民の関心をどう高めるかも、個別課題に対する運動の活性化とともに重要な課題だと考えられる。

#### <資料等>

「女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会（略称：みんなで決める会）」のホームページ

<http://minnadekimeru.jp/>

原発県民投票を考える会@茨城のホームページ

<https://voteouropinion.jimdofree.com/>

沖縄県事務処理の特例に関する条例

[https://www.pref.okinawa.lg.jp/reiki/41290101000400000000/41290101000400000000/frm\\_inyo\\_prag8.html](https://www.pref.okinawa.lg.jp/reiki/41290101000400000000/41290101000400000000/frm_inyo_prag8.html)

統一地方選挙における改選定数に占める無投票当選者数の割合の推移（総務省、7ページ）

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000495621.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000495621.pdf)